平成２８年（フ）第３０６号
兵庫県姫路市勝原区熊見459番地13
破産者　瀬川　一広
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３０９号
兵庫県高砂市米田町島88番地の１　宝殿グリーンハウス410号、従前の住所兵庫県高砂市神爪３丁目２番８―302号　エクセレント宝殿３号棟
破産者　河野　清子（旧姓増田）
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３７５号
神戸市西区神出町勝成78―53医療法人兵庫錦秀会神出病院、住民票上の住所兵庫県姫路市余部区上余部126番地３
破産者　石原　新吾
成年後見人　葛原　裕子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０１号
和歌山県伊都郡九度山町大字河根733番地１
破産者　米田　雄大
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町694番地
破産者　聖響フーズこと　豊岡　信二
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４４号
和歌山市松島242番地、住民票上の住所和歌山市湊3147番地
破産者　居酒屋停車場こと茂野青物店こと　茂野　弘明
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２６６号
和歌山県橋本市隅田町真土239番地　１―20号
破産者　Ｔ．Ｍ．商会こと　梶川　貴司
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８２号
和歌山県岩出市岡田787番地の14
破産者　假屋園理津子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３４５号
広島市中区富士見町７番12―503号
破産者　西明　直人
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４５号
広島市南区出島１丁目８番15―405号
破産者　森保　健太
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６０４号
広島市中区吉島西３丁目12番７―302号
破産者　今田　好昭
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０８号
高知市桟橋通６丁目２番33号　山本ハイツ２Ｄ、開始決定時の住所高知市本町５丁目１番２号　県庁前ビル402号
破産者　山本　　誠
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７５号
高知市神田1190番地10
破産者　山本　房子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７６号
高知市神田1190番地10
破産者　山本　孝志
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９４号
香川県丸亀市田村町1573番地８
破産者　越智　洋子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４０４号
大分県速見郡日出町豊岡6323番地　介護付有料老人ホーム　ウェルファ豊丘、住民票上の住所大分県別府市亀川中央町５番45号
破産者　濱田　青吾
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２０５号
大分県由布市湯布院町川上2191番地１
破産者　岩崎　弘明
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２０６号
大分県由布市湯布院町川上2191番地１
破産者　岩崎美穂子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係